（信託契約締結時の書面交付を要しない場合）

第三十二条　法第二十六条第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

［一～四　略］

五　その受益権が特定信託受益権に該当する信託に係る信託契約による信託の引受けを行った場合において、委託者が資金移動業関係業者であって、書面又は第三十四条第一項に規定する電磁的方法により当該委託者からあらかじめ法第二十六条第一項に規定する書面の交付を要しない旨の承諾を得、かつ、当該委託者からの要請があった場合に速やかに当該書面を交付できる体制が整備されている場合

（信託契約締結時の交付書面の記載事項）

第三十三条　法第二十六条第一項第四号に掲げる事項には、次に掲げる事項を含むものとする。

［一～三　略］

四　特定寄附信託（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四条の五第一項に規定する特定寄附信託をいう。第三十七条第一項第十五号において同じ。）にあっては、当初信託元本額

五　電子決済手段の信託にあっては、次に掲げる事項

イ　電子決済手段は本邦通貨又は外国通貨ではないこと。

ロ　電子決済手段の価値の変動を直接の原因として損失が生ずるおそれがあるときは、その旨及びその理由

ハ　電子決済手段は代価の弁済を受ける者の同意がある場合に限り代価の弁済のために使用することができること。

ニ　取り扱う電子決済手段の概要及び特性（当該電子決済手段の移転の確定する時期及びその根拠を含む。）並びに当該電子決済手段を発行する者の商号又は名称及び概要

ホ　電子決済手段を発行する者に対する償還請求権の内容及びその行使に係る手続

ヘ　当該信託に関し顧客の意思に反して権限を有しない者の指図が行われたことにより発生した顧客の損失の補償その他の対応に関する方針

ト　その他電子決済手段の内容に関し参考となると認められる事項

六　暗号資産等の信託にあっては、次に掲げる事項

イ　暗号等資産は本邦通貨又は外国通貨ではないこと。

ロ　暗号等資産の価値の変動を直接の原因として損失が生ずるおそれがあるときは、その旨及びその理由

ハ　暗号等資産は代価の弁済を受ける者の同意がある場合に限り代価の弁済のために使用することができること。

ニ　取り扱う暗号等資産（暗号等資産関連金融指標（金融商品取引法第百八十五条の二十二第一項第一号に規定する暗号等資産関連金融指標をいう。）及び暗号等資産関連有価証券に関するものを含む。）の概要及び特性（当該暗号等資産が、特定の者によりその価値を保証されていない場合にあっては、その旨又は特定の者によりその価値を保証されている場合にあっては、当該者の氏名、商号若しくは名称及び当該保証の内容を含む。）

ホ　その他暗号等資産の性質に関し参考となると認められる事項

［2～6　略］

7　法第二十六条第一項第十六号に規定する内閣府令で定める事項は、第三十条の二十三第一項第二号から第六号まで及び第十一号に掲げる事項（電子決済手段の信託にあっては、同項第十三号ホに掲げる事項を含む。）とする。

8　［略］

（信託契約締結時の書面交付を要しない場合）

第三十二条　［同上］

［一～四　同上］

［号を加える。］

（信託契約締結時の交付書面の記載事項）

第三十三条　［同上］

［一～三　同上］

四　特定寄附信託（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四条の五第一項に規定する特定寄附信託をいう。第三十七条第一項第十四号において同じ。）にあっては、当初信託元本額

［号を加える。］

五　［同上］

イ　暗号資産は、本邦通貨又は外国通貨ではないこと。

ロ　暗号資産の価値の変動を直接の原因として損失が生ずるおそれがあるときは、その旨及びその理由

ハ　暗号資産は、代価の弁済を受ける者の同意がある場合に限り代価の弁済のために使用することができること。

ニ　取り扱う暗号資産（暗号資産関連金融指標（金融商品取引法第百八十五条の二十二第一項第一号に規定する暗号資産関連金融指標をいう。）及び暗号資産関連有価証券に関するものを含む。）の概要及び特性（当該暗号資産が、特定の者によりその価値を保証されていない場合にあっては、その旨又は特定の者によりその価値を保証されている場合にあっては、当該者の氏名、商号若しくは名称及び当該保証の内容を含む。）

ホ　その他暗号資産の性質に関し参考となると認められる事項

［2～6　同上］

7　法第二十六条第一項第十六号に規定する内閣府令で定める事項は、第三十条の二十三第一項第二号から第六号まで及び第十一号に掲げる事項とする。

8　［同上］